

農政 一 1 5 7
令和7年11月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	大野原地区 (上宿、下宿、進和、蓼沼、下小川、築瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

寒暖差が大きく、業務量が一定していないため雇用による大規模経営は難しい。元々は水稻中心の地域で、農振地域外のため宅地化が進行している。水稻や施設野菜、花きなどの生産が盛んであるが、高齢化の進行や耕作放棄地の増加も懸念される。シカによる獣害も増えている。農繁期には人材が不足し、農地も点在するなど、集積・集約は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄地の解消に取り組みながら、水稻・施設野菜・花きの生産を続けていく。スマート機械の導入、付加価値の向上、気候を生かした品質の追求、エネルギーの効率化、環境を制御した施設栽培などを行う。大規模経営のため、安定して雇用できる人材の確保が求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の土地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

できるだけ集積・集約が図れるよう農地中間管理事業を推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を借りたいという方がいたら農地中間管理機構を活用するよう働きかける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

行っていない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩営農インフラを整え、大規模な機械や施設が使えるようにするため人材を確保する。農閑期に別業務を行うなど、一年を通じて一定して人材を確保できるような対策を検討する。